

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和2年県規則第71号）第4条第1項第6号に規定するさし網漁業のうち共同漁業権漁場区域において船舶を使用してきす流網によりきすをとることを目的とする漁業及び三枚網により行う漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可の漁業に限る。）につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業種類、その他の制限措置

- （1）漁業種類は三枚網漁業及びきす流網漁業とする。
- （2）許可をすべき船舶の数は許可の要望があった範囲内、船舶の総トン数は0.5トン以上5トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。
- （3）推進機関の馬力数の制限は定めず許可証に記載された馬力数とする。
- （4）操業区域は第1種共同漁業権漁場区域とする。
- （5）漁業時期は1年未満とする。
- （6）漁業を営む者の資格は次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。
 - イ 操業区域となる第1種共同漁業権の行使資格を有する者。
 - ウ 操業区域となる第1種共同漁業権者の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月19日（金）午前8時45分から令和7年9月24日（水）午後5時30分まで

3 備考

- （1）この許可の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年9月29日までとする。
- （2）この公示に係る許可又は起業認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) のり等養殖施設の周囲 50メートル以内の海域。

(イ) 小型定置網漁業の網の周囲 100メートル以内の海域。

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の漁業種類について、それぞれ同表の右欄の漁具の範囲でなければならない。

漁業種類	漁具の範囲
三枚網漁業	網の長さは400メートル以下。
きす流網漁業	網目は3.03センチメートル（11節）以上。ただし、伊勢湾のうち知多郡美浜町野間埼灯台と三重県津市贅崎灯台を結ぶ直線以北の海域並びに三河湾のうち田原市立馬埼灯台と知多郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標を結ぶ直線以東及び同尾張大磯灯標と同町大字大井鳶ヶ埼灯標を結ぶ直線以北の海域で操業する場合にあっては、2.53センチメートル（13節）以上。

(3) この申請に添付すべき書類

ア 操業区域となる漁業権者の承諾を予め受けたことを証する書類。

イ 規則第10条に係る誓約書（許可事務の手引き・様式2）

ウ 住民票（申請日より3ヶ月以内の原本、又は写しの場合は原本証明したもの。
または、会社組織の場合は住民票の代わりに法人登記簿謄本。）